



見附市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

住宅等の断熱リフォームに補助 —補助上限額 20万円—



断熱改修等リフォーム事業補助金

補助額: 上限 20万円

対象工事: ヒートショック対策につながるリフォーム工事

※過去利用分(一般及び断熱)を通算して住宅ごとに最大2回まで利用可能です。

●補助額

上限20万円(補助対象工事費の20%)

●補助対象工事

20万円以上のヒートショック対策につながる工事で、以下の(1)から(4)のいずれかを行いうもの(断熱改修等チェックリスト※1で確認)で、これに併せて(5)を実施する場合にはその工事も対象

(1)窓の断熱改修工事

i)ガラスの交換、外窓交換

熱貫流率 $2.33\text{W/m}^2\cdot\text{K}$ 以下のガラス又は窓を設置する工事(又は省エネ建材等級☆4つの窓)

ii)内窓設置

樹脂フレームで Low-E 複層ガラスの内窓を設置する工事

(2)外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事

別に定める断熱材区分ごとに定められた最低厚さ以上の断熱材を使用する工事

(3)浴室等暖房機設置工事

浴室や脱衣所において、固定式の暖房機を設置する工事

(4)床暖房設置工事

固定式の床暖房を設置する工事

(5)スマートウエルネス住宅リフォーム工事

(1)から(4)のいずれかに併せて実施する工事(スマートウエルネス住宅チェックリスト※2で確認)

※1 断熱改修等チェックリスト

○断熱改修等チェックリストで工事ごとに定められた基準を満たしているか確認します。

○窓や断熱材の性能や暖房機や床暖房の機器等がわかるカタログ等の写しを添付してください。

※2 スマートウエルネス住宅チェックリスト

○スマートウエルネス住宅チェックリストで[1. 健康]ではいずれかの場所で2つ以上、または、[2. 環境]では全体で2つ以上の項目にチェックが付いた工事が対象です(申請者・施工業者が判断)。

令和5年度より補助対象範囲となる工事内容が変わりました。

詳しくは裏面下部(変更となった点)をご確認ください。

●交付申請の必要書類

申請書、固定資産課税明細書の写し、断熱改修等チェックリスト、住宅の外観写真(周囲の状況が分かるもの)、所有者の承諾書(申請者が所有者以外の場合)、工事の基準を満たしていることを証明する書類※3、工事の内訳がわかる見積書の写し、工事箇所がわかる図面、工事箇所の施工前写真、(5)の工事を行う場合はスマートウエルネス住宅チェックリスト

※3 工事の基準を満たしていることを証明する書類

対象工事	工事の基準を満たしていることを証明する書類
(1)	カタログ等の写し
(2)	カタログ等の写し
(3)	カタログ等の写し
(4)	カタログ等の写し
(5)	スマートウエルネス住宅チェックリスト

●実績報告の必要書類

報告書、工事の基準を満たしていることを証明する書類※4、通帳の写し、領収書の写し、工事写真(施工中、施工後)、火災警報器、及び、門灯または玄関灯の設置状況がわかる写真

※4 工事の基準を満たしていることを証明する書類

対象工事	工事の基準を満たしていることを証明する書類
(1)	【ガラス、窓の交換】 ・性能証明書 ・省エネ建材等級の場合は☆の数が確認できる設置後の写真 【内窓設置】 ・性能証明書、納品書
(2)	・性能証明書、納品書 ・納品された断熱材の熱伝導率や厚さが確認できる写真
(3)	・納品書等
(4)	・納品書等
(5)	・工事写真

●(5)の対象工事(一例)

No.	工種	内 容
1	増改築	洋室の増築、和室の改築など
2	外装	屋根・外壁の張替・塗装、ベランダの設置
3	内装	天井・壁・床の改修、壁紙の張替、建具の改修・設置、襖の張替、畳の入替・表替
4	設備	ユニットバス・トイレ・キッチン等の設置・交換、給排水・ガス管等の設置・交換、下水道のつなぎ込み
5	その他	造園工事、バリアフリー工事、防水工事、門灯・玄関灯の設置

●(5)の対象外工事(一例)

No.	工種	内 容
1	内装	カーテン・ブラインドの設置等、家具の購入
2	設備	家電製品(照明・エアコン等)、薪ストーブの購入等 ※ガスコンロからIHへの交換は、200Vへのボルト変更工事が伴った場合は対象
3	外構	門扉・塀等の工事・カーポート等の工事
4	その他	車庫・物置の増改築、シロアリ駆除

募集概要

●目的

市民のヒートショック対策、健幸住宅の普及

●補助対象

次のいずれかに該当する場合が補助対象となります。

No.	補助対象建物	補助対象者
1	一戸建て住宅(併用住宅の居住部分も含む)	居住者、定住目的で中古住宅を取得しリフォームする人
2	一戸建て賃貸住宅(長屋、共同住宅は除く)	居住者、定住目的でリフォーム後に居住する人、所有者
3	集合住宅	所有かつ居住する人

※いずれも市税等の滞納がない人が条件です。

※見附市外に居住している賃貸住宅の所有者以外は見附市の住民登録が必要です。

●工事施工者

市内に本店・支店等がある業者(支店等の場合は支店名で請求書、領収書が発行できること)

●受付期間

令和6年4月15日(月)から令和6年9月27日(金)まで

実績報告の期限:令和6年12月27日(金)まで

●申込み方法

工事着手前に交付申請が必要です。

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、市役所1階都市環境課に提出してください。

●留意事項

①令和5年度より補助対象範囲となる工事が変わりました。

②先着順に受付し、予算に達した時点で受付を終了します。

③工事完了後の現地調査を実施する場合がありますのでご対応をお願いします。

④火災警報器、門灯または玄関灯が未設置の場合は、工事に併せて設置する必要があります。

⑤工事を中止する場合には、速やかに中止届を提出してください。

●問合せ

見附市 都市環境課 都市政策室 都市・住宅政策係 62-1700

変更となった点

対象となる工事、対象とならない工事が加わりました。

●補助対象となる工事(一例)

例	工 事 内 容
1	浴室又は脱衣所に固定式暖房機を設置する工事
2	一居室にある外気に接する 全ての窓 の断熱化工事
3	一居室の外気に接する 全ての壁 の断熱化工事
4	一居室の 全ての床 の断熱化工事
5	一居室の 全ての天井 の断熱化工事
6	一居室上の 全ての屋根 の断熱化工事

●補助対象とならない工事(一例)

例	工 事 内 容
1	一居室にある外気に接する 一部の窓 の断熱化工事
2	一居室の外気に接する 一部の壁 の断熱化工事

詳細や対象となる工事の内容については、

下記担当係までお問い合わせください。

問い合わせ 見附市 都市環境課 都市政策室

都市・住宅政策係 62-1700(内線 163)